

<原著>

高等教育機関における合理的配慮：発達障害学生支援の観点から

石井 恒生

The reasonable accommodation in higher education institutions:
From a perspective of support for students with developmental disorders

Hisao ISHII

In April 2016, Act on the Elimination of Disability Discrimination will be enforced in Japan. With the enforcement of this act, all of educational institutions including university and collage are obligated to provide reasonable accommodation to the students with disabilities.

In this article, we discussed in detail about the concept of reasonable accommodation in universities and collages. Then, we indicated on following issues which is engaged to support of students with developmental disorders ;1) the importance of information disclosure of resource for supporting students with disabilities ;2) consistency between curriculum policy or diploma policies and reasonable accommodation ;3) the importance of determining standards to provide reasonable accommodation.

Key words : reasonable accommodation, developmental disorder, Act on the Elimination of Disability Discrimination
合理的配慮、発達障害、障害者差別解消法

はじめに

2013年（平成25年）6月、障害の有無に関わらず相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下「障害者差別解消法」）が制定された。この法律は、3年弱の移行期間を経て、2016年（平成28年）4月1日に一部付則を除き施行される予定である。

障害者差別解消法では、行政機関等（国の行政機関、独立行政法人、地方公共団体など）や事業者に対して、障害を理由とする差別の

解消の推進に関して必要な施策を策定し、実施することを求めている。この法律の施行により、大学・短期大学・高等専門学校などの高等教育機関（以下「大学等」）において、障害を持つ学生や教職員への差別的取扱いの禁止は法的義務となる。また、合理的配慮（reasonable accommodation）の不提供の禁止については、国公立大学においては法的義務化され、私立大学においては努力義務が課せられるようになった。このような状況の元で、我が国の大学等における障害学生支援のあり方は大きな転換点を迎えることになった。

言うまでもなく、合理的配慮は障害の種別を問わず、あらゆる学生を対象として策定されるべき性質のものである。その一方で、近年自閉症スペクトラム（ASD）、注意欠如・多動性障害（ADHD）、学習障害（LD）等の発達障害を有する学生（以下「発達障害学生」）の大学等への入学者が増加しており、かつその割合は増加の一途を辿っている（日本学生支援機構、2014）¹⁾。また、発達障害学生が持つ困難の種類は多彩かつ個性性が強く、大学等が発達障害学生に対して提供する必要がある合理的配慮の範囲は極めて広い。

このような観点から、本稿では発達障害学生の修学に必要な合理的配慮のあり方について、障害者差別解消法や文部科学省の指針などに示された合理的配慮の趣旨を踏まえながら論じる。

大学等における合理的配慮

大学等における合理的配慮の定義

合理的配慮は、障害者権利条約第2条において、「障害者が他の者との平等を基礎として全ての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう」と定義されている。合理的配慮とは本来教育分野だけでなく、障害のある人が社会生活を営むあらゆる場面で適応される概念である。このような定義を基盤として、合理的配慮の内容は分野ごとにさらに細分化された定義が示されている。

United States Government Accountability Office（米国政府監査院、2009）²⁾では、学校は学生に対して合理的配慮を提供する義務がある一方で、プログラムの性質を根本

的に変えるもの、基本的な学術的到達水準（academic requirements）を低下させたり放棄したりするもの、財政的・管理的に著しい負担を強いるもの、個人的な装置やサービス（例えば、車椅子・介助者・メガネなどの個人に処方された装置・チューター・個人的利用や個人的学習における代読者など）を提供する必要はないことを示している。

文部科学省（2012）³⁾による「障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）」では、大学等における合理的配慮を「障害のある者が、他の者と平等に「教育を受ける権利」を享有・行使することを確保するために、大学等が必要かつ適当な変更・調整を行うことであり、障害のある学生に対し、その状況に応じて、大学等において教育を受ける場合に個別に必要とされるもの」であり、かつ「大学等に対して、体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さないもの」と定義している。高橋（2014）⁴⁾はこの定義のポイントを、障害のある学生の権利を保障するために「大学が変更・調整」を行うことであると指摘している。大学において障害のある学生が学ぶとき、そこにはさまざまな制約をもたらす原因となる社会的障壁（注1）が存在している。「合理的配慮」という概念は、それらの障壁をできる限り少なくしていくのは一義的には大学の責任であることを明確に示していると言えるだろう。

同時に高橋（2014）⁴⁾は、合理的配慮と初等・中等教育で提供されている特別支援教育とで異なる点として、合理的配慮においては権利保障のために環境調整は求められているが、「学生の力を伸ばす」といった要素は含まれていないことを指摘している。いずれにせよ、大学等に入学した学生が教育を受けることによって自らの能力を高める機会や環境を得ることは、障害の有無に関わらず保障さ

れなくてはならない。そのために大学等に求められるものが、合理的配慮であると言える。

合理的配慮の決定

合理的配慮の障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針に即して、不当な差別的取扱いの禁止および合理的配慮の提供に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針が、関係府省庁ごとに定められている。文部科学省（2015）⁵⁾では、合理的配慮を提供するにあたり、大学等が指針とすべき考え方について、以下の6つの視点を挙げている。

1. 機会の確保：障害を理由に修学を断念することがないように、修学機会を確保すること、また、高い教養と専門的能力を培えるよう、教育の質を維持すること。
2. 情報公開：障害のある大学進学希望者や学内の障害のある学生に対し、大学等全体としての受入れ姿勢・方針を示すこと。
3. 決定過程：権利の主体が学生本人にあることを踏まえ、学生本人の要望に基づいた調整を行うこと。
4. 教育方法等：情報保障、コミュニケーション上の配慮、公平な試験、成績評価などにおける配慮を行うこと。
5. 支援体制：大学等全体として専門性のある支援体制の確保に努めること。
6. 施設・設備：安全かつ円滑に学生生活を送れるよう、バリアフリー化に配慮すること。

大学等は以上のような視点について考慮しながら、学生本人の教育的ニーズと意思を可能な限り尊重し、配慮の基本的な方向性や具体的な支援の内容を個別に検討する必要がある。その際、他の学生との公平性を保つ観点

から、障害者手帳・診断書・心理検査の結果・専門家の所見・大学入学前の支援状況の資料などの根拠資料の提出を求めることも合わせて必要であるとされている。

合理的配慮は、個々の学生が持つ障害特性や環境などの状況を勘案し、個別に提供されるという性格を有する。そのため、全ての場合に共通する標準的な合理的配慮を示す、あるいは具体的な例を網羅して示すことは極めて難しい。その一方で、実際にある学生に対して新たに合理的配慮を構築する際には、類似した先行事例について理解し、その過程や課題を知ることが不可欠である。

幼稚園から高等学校までの児童生徒における合理的配慮の実践例を集積したものとして、国立特別支援教育総合研究所による「インクルーシブ教育システム構築支援データベース」(<http://inclusive.nise.go.jp/>)のコンテンツの一つである「合理的配慮」実践事例データベースがあり、大学等においても合理的配慮を具体的に形成する際に参照することができる。また、日本学生支援機構(2015)⁶⁾は、大学等が合理的配慮を提供するにあたって参考とするための支援・配慮事例をまとめている。今後は合理的配慮の提供の義務化に伴い、これらの事例が集積され続けることになる。それらを材料として新たな支援の姿を構築することが今後の中長期的な課題の一つとなるであろう。

合理的配慮における「均衡」

合理的配慮を提供する際に実務的に議論となるのは、「均衡を失した」「過度の負担」とはどのようなものを指すのかであろう。各大学等は「体制面、財政面において、均衡を失した又は過度の負担を課さない」範囲での配慮を講じる必要があるが、どのような範囲の配慮が均衡を失するかは、大学等のおかれた

固有の状況によって大きく変わる。ある大学において従来から提供されている支援の内容を、別の大学においてそのまま適用することができるとは限らない。

文部科学省(2015)⁵⁾の対応指針においては、過重な負担については個別の事案ごとに、①事務・事業への影響の程度(事務・事業の目的・内容・機能を損なうか否か)、②実現可能性の程度(物理的・技術的制約、人的・体制上の制約)、③費用・負担の程度、④事務・事業規模、⑤財政・財務状況の要素等を考慮し、具体的場面や状況に応じた検討を行うことなく、一般的・抽象的な理由に基づいて過重な負担に当たると判断することは、法の趣旨を損なうため、適当ではないとされている。

すなわち、合理的配慮の具体的内容を設定するためには、大学等は自らの組織が有する支援における制約の存在が前提となることに留意する必要がある。もちろん、制約そのものが固定化された所与のものとして存在すると考えるのは適切とは言えない。学生が持つ特性や、制約がもたらす影響の重大性によっては、制約そのものを変化させることを検討する姿勢が求められる。制約や均衡という言葉は、「他の学生は現在の環境の中で学んでいるのだから、一人だけ特別扱いすることはできない」といった他の学生との公平性を考慮する場面で使用されることが多いが、障害学生の能力を高める環境を構成するという観点を第一に考えることが望まれる。

発達障害学生における合理的配慮

前述の通り、発達障害は特徴そのものが特に多様かつ個別性が高く、その結果として個々の発達障害学生が持つ教育的ニーズも多様かつ個別性が高いところにその特徴があると考えられる。そのため、支援の合

意形成・決定過程において、他の障害を持つ学生の場合とは異なる点について考慮する必要がある。

以下では、発達障害学生の支援を進め、合理的配慮を形成していくときに特に課題となるであろう点について、3つの観点から議論する。

合理的配慮を策定する対象

大学内で発達障害学生を支援する際に課題となるのが、「発達障害特性を持つことに気づいておらず、強い困り感を持たない学生」や「学業や対人関係などに課題を持ち、支援が必要であると周囲からみなされる学生」の支援への導き方である。例えば桶谷(2013)⁷⁾は、発達障害学生の支援の際に生じる特有の問題として、主体的に配慮の要請行動を起こすことが困難であることが多いこと、苦情・不満や対人関係上のトラブルが相談のきっかけとなることが多く、当面の問題解決と合理的配慮が直接結びつかないことを指摘している。合理的配慮を提供するためには学生本人からの意思表示が必要であるが、明確な困り感や継続的な課題意識を持たない、困り感や課題意識を持っていてもそれを主体的かつ適切に表示することが難しいことが、合理的配慮の提供の入り口で問題となることがある。

前述の通り、文部科学省(2015)⁵⁾の指針では、合理的配慮を策定するときその権利の主体は学生本人にある。また松岡(2014)⁸⁾は、学生の個別の教育的ニーズを出発点とし、それに対してどうすれば配慮できるのかを本人と関係者が徹底的に協議し、合意形成を図っていくというその過程そのものが、合理的配慮提供のコアを形成していると述べている。このような見地に立つと、発達障害学生を支援の対象とする際には、学生の意思決定過程を支援することも大学等に求められて

いることになる。

修学に関する情報公開の重要性

現在、学校教育法や大学設置基準では、社会に対する説明責任を果たすとともに、その教育の質を向上させる観点から、大学等に教育研究活動の現況を広く公表することを義務づけている。それを受け、各大学は主にウェブサイトなどを利用して情報公開を行うようになった。

受験生やその保護者などは、各大学が設定するアドミッション・ポリシーに加えディプロマ・ポリシーやカリキュラム・ポリシーについての情報を得ることによって、修学や卒業に必要な条件を理解することができるようになっている。障害のある学生が大学への進学を希望するとき、大学が求める到達水準を知ることができれば、水準に到達するために必要な配慮について事前に検討することができる。

また、障害学生支援のための専門部署が設置されている大学等では、当該の部署やセンターのホームページ等で、さらに詳しく相談窓口の情報や支援可能な内容、構内のバリアフリーの状況等について説明されていることも多い。また、近年は多くの大学でオープンキャンパスなどの機会を利用して、大学の施設設備や障害に対する支援の提供状況について実際に知ることが、あるいは障害学生支援を担当する部署に直接相談することができる。

とはいえ、現状では全ての大学等で障害のある学生を受け入れるための情報が十分に公開されているとは言い難い。受験に際しての配慮や入学後必要な配慮の提供については、「相談によって配慮する」ことを明示している大学等は多いが、具体的な支援の内容をイメージできるような情報を公開している大学

等は非常に少ない。大学等が合理的配慮の提供の義務を負うようになった今後は、障害学生の修学支援に関わる情報についても、情報公開の対象の一つとして義務づけられるようになることが予想される。

発達障害学生の場合は、物理的な環境の状況だけでなく、円滑な学習を進めるために提供されている支援・対人関係やソーシャルスキル獲得支援・就労に向けた支援など、大学のソフト面に関する情報を得ることが重要である。しかしそれらの情報は、文書やホームページなどに代表される従来の情報公開の形式で公表することは非常に困難である。そのため発達障害学生を支援する上では、入学後の支援について考慮し、入学後の生活の見通しを与え、合理的配慮の決定のキーパーソンとして機能するコーディネーターの果たす役割が極めて重要であるといえるだろう。

ポリシーと支援との整合性

高等学校までの教育と大学等における教育の相違点の一つとして、入学する学部学科の特性により、効果的な配慮・必要となる配慮が大きく異なることがある。国家資格取得(受験資格の取得も含む)を目的とした学部学科では、資格取得の要件として現場実習が課せられていることが多い。また理系分野を中心に、実験や演習が専門分野のコアカリキュラムの一つとして位置づけられている学部学科も数多く存在する。そのような学部学科に入学し、卒業や資格取得を目指すためには、特有の合理的配慮が必要となる。

合理的配慮を策定する際に大学等としては、各大学等で定め公表しているカリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーで明記されている到達水準を大きく歪めないことを最低限遵守しなくてはならない。そのためには、個人が持つ障害特性などがすでに策定・

公表しているディプロマ・ポリシーに掲げられた能力を身につけることを困難にする場合、どのような手段によってそれを保障するかを再考する必要がある。例えば、学外での活動(海外への留学やアクティブラーニング・現場実習など)が卒業要件になっている場合、その活動に参加することができない、あるいは設定された到達水準に達することができないこともある。また、学外だけでなく学内においても、実験や実習、実技に求められている到達水準を満たすことが困難となることもある。そのようなとき、到達水準そのものを下げる(例えば、実験や実習、実技などを受講しなくてもよいことにする)ことは適切であるとは言えない。この場合、同等の到達水準を担保するために何を身につけることを求めることが適切であるのかを、各大学等において明示できるよう整えることが必要となるであろう。特に実技科目、もしくは実技の要素が含まれる科目に関しては、その代替方法を提供する方針を慎重に吟味しなくてはならない。

今後はこのような観点から、各大学等におけるカリキュラム・ポリシーやディプロマ・ポリシーそのものを再構成する必要があることが指摘できる。障害学生に対する支援が個別的なものから組織的なものへと移行する将来は、代替方法を設定するための基準を策定しないとイケないが、この基準自体も合理的配慮の決定を構成する一要素となるのではないだろうか。

おわりに

2016年4月以降は、差別的取り扱いと共に合理的配慮の提供も義務化される国公立大学を中心に、合理的配慮の策定に関する個別事例の積み重ねがますます加速していくこと

なる。

丹治・野呂(2014)⁹⁾では、発達障害学生を対象とした合理的配慮の決定過程のあり方における今後の課題を、「支援の合理性」・「学内組織の理解」・「配慮決定の協議方法」・「円滑な連携支援体制」という観点から整理している。むろん、これらの課題はすべて他の障害を持つ学生に対する支援にも適用可能なものであり、それらの課題が存在するという観点から組織的な障害学生支援のあり方が整備されていくと思われる。同時にそれは支援が単一の方法に統一されることを意味するものではなく、各大学等の持つ資源を最大限に活かし、それぞれの特色を発揮できるようになることが望まれる。

これまでの発達障害学生に対する支援は、ともすれば個人的なものになりがちなのであったが、今後はより組織化された支援が提供されるようになる。組織化と柔軟性のバランスをどのように保ちながら新たな支援体制が構築されるのかについて、今後の研究が待たれる。

注1：障害者差別解消法では、社会的障壁を「障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう」と定義している(第2条)。

文 献

- 1) 日本学生支援機構：平成25年度(2013年度)大学、短期大学および高等専門学校における障害のある学生の修学支援に関する実態調査結果報告書、2014
- 2) United States Government Accountability Office: HIGHER EDUCATION AND

DISABILITY: Education Needs a Coordinated Approach to Improve Its Assistance to Schools in Supporting Students, 2009

- 3) 文部科学省：障がいのある学生の修学支援に関する検討会報告（第一次まとめ）、2012（http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/24/12/_icsFiles/afieldfile/2012/12/26/1329295_2_1_1.pdf）
- 4) 高橋知音：大学進学前に知っておいてほしいこと 高橋知音（編著）発達障害のある人の大学進学 どう選ぶか どう支えるか、pp1-15、金子書房、2014
- 5) 文部科学省：所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針、2015
（http://www.mext.go.jp/component/a_menu/education/micro_detail/icsFiles/afieldfile/2015/11/24/1364727_01.pdf）
- 6) 日本学生支援機構：障害のある学生への支援・配慮事例、2015（http://www.jasso.go.jp/tokubetsu_shien/2014jirei_top.html）
- 7) 桶谷文哲：発達障がい学生支援における合理的配慮をめぐる現状と課題 学園の臨床研究、12、57-66、2013
- 8) 松岡克尚：大学における障害学生支援のあり方と合理的配慮の考え方：障害者権利条約と障害者差別解消法を受けて 関西学院大学人権研究、18、27-31、2014
- 9) 丹治敬之・野呂文行：我が国の発達障害学生支援における支援方法および支援体制に関する現状と課題 障害科学研究、38、147-161、2014